

宇宙開発利用専門調査会測位分野検討会運営要領（案）

平成15年10月28日  
宇宙開発利用専門調査会  
測位分野検討会

（検討会の運営）

第1条 宇宙開発利用専門調査会測位分野検討会（以下「検討会」と呼ぶ。）会合の議事の手続その他検討会の運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び宇宙開発利用専門調査会運営規則に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

（会長）

第2条 会長は、検討会の事務を掌理する。

2 会長が検討会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する本検討会の構成員（以下「検討会委員」と呼ぶ）が、その職務を代理する。

（委員の欠席）

第3条 検討会委員が検討会を欠席する場合は、代理人を検討会に出席させ、又は他の検討会委員に議決権の行使を委任することは出来ない。

2 検討会を欠席する検討会委員は、会長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 検討会は、検討会委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。

2 議事は、出席した検討会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（審議内容等の公表等）

第5条 会長が適当と認めるときは、検討会を公開できるものとする。

2 会長は、検討会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。